



令和6年度
ふくしまの未来を育む

森と住まいの
ポイント事業

福島県産木材や森林認証材を使って住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、
県の登録商品などと交換できるポイントを交付します。

1ポイント=1円

1ポイント1円相当で
福島県産農林水産品や
商品券と交換できます



福島県産木材使用で

住宅の新築や増改築などを検討されている方へ
最大60万円分の
ポイントをプレゼント

福島県産木材を
規定量使用すると
プレゼント!

20~50万ポイント!

※使用している木材の割合によって
ポイントが変わります。(裏面参照)

森林認証材を使用して、森林保護の
支援に協力いただける方は、さらに!

※森林認証材を2分の1以上使用することが条件です。

プラス **10万ポイント!**

森林認証材とは

森林認証制度に基づき、独立した第三者機関により適切な森林経営が行われていると認証された、県内の森林から
生産された木材です。持続可能な森林経営に貢献する環境・社会・経済にやさしい木材です。



※交換商品写真はイメージです

募集期間 **令和6年7月1日(月)受付開始**
《先着順・予算なくなり次第終了》

申請方法 ◎所定の申請書に記入し、窓口へ提出してください
ホームページから申請書類がダウンロードできます

交換商品 ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)
◎商品券(全国型・地域型)

詳しいポイントの交付条件や申請方法、交換商品については裏面をご覧ください.....>>>

ふくしまの未来を育む
森と住まいのポイント事業
問合せ・申請窓口

福島県木材協同組合連合会 〒960-8043 福島市中町5番18号(林業会館2階)
FAX 024-521-1308/E-mail info@fmokuren.jp

☎024-523-3307 ※詳しくはホームページをご覧ください 福島県木連 検索

<https://www.fmokuren.jp/>



「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」は福島県森林環境税を財源として実施しています



令和6年度
ふくしまの未来を育む

森と住まいのポイント事業



交付要件



- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所が福島県内にあること。
- ◎令和6年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎構造用部材^{※1}において、【表1】に定める量以上の福島県産木材を使用している住宅であること。
- ◎ポイント加算対象となる条件は、福島県産木材のうち【表1】に定める量の2分の1以上の森林認証材を使用していること。
- ◎建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ◎世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。^{※2}

※1) 床組、柱、筋交、胴差、梁、桁及び小屋組

※2) 福島県森と住まいのエコポイント事業、ふくしまエコプラス住宅応援事業を含む

【表1】ポイントの交付対象の住宅の条件となる県産木材最低必要量

住宅の延べ面積	県産木材の最低必要量
80㎡未満	4立方メートル
80以上95㎡未満	5立方メートル
95以上110㎡未満	6立方メートル
110以上125㎡未満	7立方メートル
125㎡以上	8立方メートル

【表2】交付ポイント数

県産木材の使用量	交付ポイント数
4以上8立方メートル未満	20万ポイント
8以上15立方メートル未満	30万ポイント
15以上20立方メートル未満	40万ポイント
20立方メートル以上	50万ポイント



募集期間

令和6年7月1日(月)受付開始

※ポイント発行申請は、木造住宅建設等完了後に受け付けます。

※先着順で、予算がなくなり次第終了となります。



申請方法

- ◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください

▼以下の窓口へ郵送または持参により提出してください。

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18(林業会館2階)

電話 024-523-3307



用紙の入手方法

- ①ホームページからダウンロード

◎福島県木材協同組合連合会ホームページ

…<https://www.fmokuren.jp/>

◎福島県土木部建築指導課ホームページ

…福島県トップページから「ふくしまの未来を育むポイント」で検索。

- ②窓口での受取り 右記お問合せ窓口にて受取り可能です。



交換商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)

福島県産の米、野菜、肉、魚・麺類・菓子・飲料・酒類・調味料・家具・木工品・家電製品など

- ◎商品券(全国型・地域型)

日本全国で使用できる旅行券・お食事券・お花券・すし券・お米券・地域限定で使用できる商品券など(商品券との交換は、交付ポイントの50%が上限となります。)

※交換商品カタログなど詳しくはHPをご覧ください。



お問合せ窓口

- ◎福島県木材協同組合連合会

……………電話 024-523-3307

- ◎福島県土木部建築指導課

……………電話 024-521-7529

- ◎県建設事務所

……………(担当窓口は建築住宅課となります。)

[県北] 024-521-2575 [県中] 024-935-1462

[県南] 0248-23-1636 [会津若松] 0242-29-5461

[喜多方] 0241-24-5727 [南会津] 0241-62-5337

[相双] 0244-26-1223 [いわき] 0246-24-6134